

# 令和2年度 文教委員会資料⑪

## 【所管事務の調査（報告）】

「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について

資料 「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について

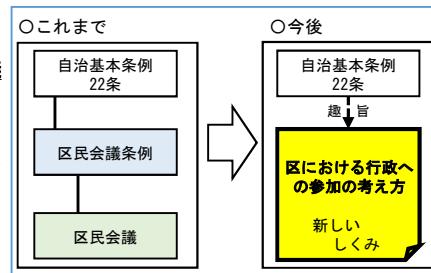
市 民 文 化 局

(令和2年1月18日)

# 「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について 1 / 2

## 1 背景と目的

- 本市では、川崎市自治基本条例第22条において、各区の区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議を行い、区長及び市長等は、その調査審議の結果を尊重し、その内容を区行政及び市政に反映するよう努めることとしている。
- これまでの「区民会議」は、平成17（2005）年度の試行を経て、平成18（2006）年に川崎市區民会議条例を制定し、附属機関として6期12年間にわたり各区で開催され、活動の成果を挙げる一方で、課題が顕在化してきた。
- そこで、既存の枠組みを前提としない「新たなしくみ」を検討するため、令和元（2019）年6月に区民会議条例を廃止した。
- これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能について、川崎市自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえ、「新しいしくみ」を構築するため、検討の方向性を整理する。



## 2 これまでの区民会議（平成18（2006）年4月から平成29（2017）年6月まで）



- (1) 位置付け  
川崎市区民会議条例に基づく附属機関として設置・運営
- (2) 構成
  - 委員：各分野から団体推薦・公募・区長推薦の委員20人以内、任期2年
  - 参与：市議会議員、県議会議員（話し合いの場で必要な助言を行う。）
- (3) 審議内容  
区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策例）子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化など
- (4) 区民会議のあゆみ
  - 平成18（2006）年～ 「第1期区民会議」がスタート
  - 平成28（2016）年～ 「第6期区民会議」で休止

## 3 主な検討経過

- (1) 区役所改革の基本方針（平成28（2016）年3月）  
新たな区民会議については、より多くの区民が当事者意識を持つよう、身近な小さな単位での実施など、あり方について検討を進める。
- (2) 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言（平成29（2017）年3月）  
学識者3名と公募市民2名で構成され、区における市民自治の観点から、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討した。
- (3) 平成29年度区民会議意見交換会及び区民会議委員へのアンケート調査（平成29（2017）年度）  
7区の区民会議委員を対象に、今後のコミュニティ施策の「新たなしくみ」の構築に向けた意見交換会及びアンケートを実施し、区民会議での活動を振り返り検証した。
- (4) これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）  
2年間の検討を経て市民創発によるまちづくりの方向性を示した。
- (5) 川崎市区民会議条例の廃止（令和元（2019）年6月）  
既存の枠組みを前提としない「しくみ」を検討するため、現行の区民会議制度を廃止した。
- (6) 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）  
学識者3名によるこれまでの意見の整理や専門的見地からの助言を受けた。

## 4 検討経過における主な意見

- (1) 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言（平成29（2017）年3月）
  - 市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題に乖離がある。
  - 区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出され、一部の委員には関心の薄いテーマとならざるを得ない。

### 提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

「参加と協働による地域の課題解決」については、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考える。

### 提言：その他関連する制度等との関係

「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われる。

### （2）区民会議の振り返り（平成29（2017）年度）

- 区民会議委員へのアンケート調査（第6期委員及び委員経験者（委員長等）、回答者数185名）
- 区民会議意見交換会（平成30（2018）年2月2日開催、42名参加）

#### 成 績

- 地域課題の抽出
- 区や地域へ興味をもつききっかけ
- 団体や個人との交流
- 地域活動への参加のきっかけ
- 参加と協働によるまちづくりを実感
- 課題解決に向けた取組
- 知識の取得・学習
- 様々な人と知り合い、ネットワークができた
- 区の魅力や課題を知ることができた
- 行政への参加 など

#### 課 題

- 課題が区民に届かない
- 課題が偏りがち（テーマが似る）
- 意見の敷居が高い
- 楽しいことを言える雰囲気でない
- 他の会議との重複感があった
- 委員構成に偏りがあった
- 回数が多くて負担だった
- 審議テーマに興味がなかった
- 任期があり課題解決まで見届けられなかった
- 提言が実践に結びつかなかった など

### （3）これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）

- これまでの区民会議は、「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能を併せて担ってきた。
- 「参加と協働による地域の課題解決」の実践については、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととした。
- 「区における行政への参加」の機能は、政令指定都市という大都市における都市内分権（役所内部の市から区への分権）という視点と既存制度（これまでの区民会議）の運用における課題等を踏まえて検討する。
- 「区における行政への参加」の機能は市民創発による「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つであり、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も検討する。

### （4）川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）

- 市民自治
  - 人口150万人を超える政令指定都市として行政区における市民自治のしくみは必要である。
- 制度理念
  - これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う单一の会議体を設置することは難しいと思う。
  - 単体の会議ではなく、例えば既存の広聴等と補完しながら、システムみたいなしくみはどうか。
  - 特定の目的のために、その都度会議を開催するなど、柔軟なしくみとして捉えてはどうか。
- 代表性
  - 区民会議をやればやるほど代表性の議論となる。
  - 代表性は二元代表制における議会の役割である。
- 人的資源
  - 従来の団体の代表だけでなく、新しい利害関係者が参加できるものが望ましい。
- ソーシャルデザインセンター等
  - 参加を三つに分けると政治参加、社会参加、行政参加である。
  - まちのひろば及びソーシャルデザインセンター、参加の場をバラバラにせず連動させる。



# 「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について 2 / 2

## 5 検討の基本的な考え方

新しい参加の場については、市民自治の充実の観点から、区民がより参加しやすく、多様な対話を通じた市民創発につなげるしくみとして、以下の考え方を基本に検討を進めていく。

### (1) 市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

人口150万人を超える川崎市において、市民自治充実の観点から設けられた自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえ、区における行政への参加の場として、より多くの区民が関わり、参加しやすい機会を拡充する。

### (2) 市民創発につなげるしくみ

様々な個人や団体が出会い、対話することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出する「市民創発」につなげるしくみとする。

### (3) 多様な意見聴取と柔軟なしくみ

これまでの「区民会議」のように構成メンバーを固定した会議体ではなく、議題やテーマ等に応じて多様な手法で意見聴取、意見交換の場を設定するなど、様々な参加の機会の設定が可能な柔軟なしくみとする。

### (4) 区における行政の質の向上

地域レベルの居場所である「まちのひろば」や区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」と有機的な連携を図り、区民が参加する既存の会議も含めた相互補完のしくみとする。

参加した区民の意見は区民全体を代表するものではないものの、真摯な意見交換の結果として尊重し、様々な事業等で区民意見を踏まえた取組を推進することで、区における行政の質の向上を図っていく。

### (5) より良いしくみの構築に向けた試行の取組

「新しい参加の場」は、自治基本条例第22条に基づく参加のしくみとして、多様な手法にチャレンジし、より良いしくみの構築に向けて試行の取組を推進する。

## 6 「新しい参加の場」の試行実施の枠組み

### (1) 位置付け

- ・参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論する場
- ・議題やテーマに応じて、柔軟な形式で試行実施
- ・試行期間は約2年間

### (2) 参加の場のポイント

#### 附属機関でないしくみ

- ・多様な手法で柔軟に試行するため条例で設置する附属機関とせず、任期・人數を定めないしくみとして設置

#### 実施方法の多様化・混合化

- ・無作為抽出や公募、推薦
- ・ワークショップやシンポジウム
- ・オンライン参加などICTの活用

#### 随時の開催

- ・開催が目的化しないよう開催時期を定めない
- ・必要に応じて開催

### (3) 設置単位

- ・各区（7区）に設置

### (4) 議題テーマ

- ・参加（市民参加のもとで市政が行われること）及び協働（行政と市民活動、市民活動と企業、市民活動同士）による「区における地域課題の解決」を図る方策と方針

【例】地域課題対応事業、区計画、若者の地域参加、こども会議、〇〇区の魅力再発見、地域づくり（〇〇地区）

### (5) 構成メンバー

- ・議題に応じて区民から選出

【例】町内会・自治会長、関係団体の代表者、ソーシャルデザインセンターの代表者、公募、無作為抽出など

#### （試行実施の例）

##### ① ラウンド・ミーティング型

- ⑦ 既存会議の代表者や、ソーシャルデザインセンターの代表者などと、少人数で区域の横断的なテーマで意見交換する。
- ① テーマや対象者を絞らず、公募により幅広く意見交換する。
- ⑦ テーマ設定やターゲットを絞り、推薦や公募によって意見交換する。

##### ② ワークショップ型

- ⑦ 公募や無作為抽出の区民と、特定テーマで意見交換する。
- ① 公募や無作為抽出の区民と、区域の横断的なテーマで幅広く意見交換する。

##### ③ レクチャーフォーラム・シンポジウム型

- ⑦ 専門家の話をきき、その後公募や無作為抽出の参加者と講師若しくは参加者同士で話し合う。
- ① 壇上で代表者（2人～6人）が話し合い、その後、公募や無作為抽出の参加者と代表者若しくは、参加者同士で話し合う。

##### ④ 混合型

上記①から③を組み合わせて意見交換する。

## 7 検討のスケジュール

### (1) 検討の進め方

・区民会議休止の過程を踏まえ、区民会議委員経験者への意見聴取などを行った上で、令和3年2月に考え方（案）を取りまとめる。

・考え方（案）のパブリックコメント手続や、市民説明会、区民会議委員経験者への説明を踏まえて、考え方を令和3年5月に策定する。

・令和3年度中に、考え方に基づき「新しい参加の場」の試行実施（約2年間）を開始し、その検証を踏まえた取組を推進する。

### (2) 検討スケジュール

